

埼玉県環境科学国際センターと国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科との教育研究の連携・協力に関する覚書

「埼玉県と国立大学法人埼玉大学との相互協力・連携に関する協定書」（平成19年3月14日締結）第3条に基づき、以下のとおり覚書を締結する。

- 第1. 連携教授及び連携准教授（以下「連携教員」という。）は、埼玉県環境科学国際センター（以下「センター」という。）の研究者をもって充てるものとする。
- 第2. 連携教員は、理工学研究科研究部に所属し、教育部に開設される授業及び研究指導等を担当するものとする。
- 第3. 連携教員の定数は、予算定員の範囲内とする。
- 第4. 各連携教員の委嘱期間は4年とし、再任することができるものとする。
連携教員の推薦は、センターにおいて行い、国立大学法人埼玉大学（以下「埼玉大学」という。）はその推薦に基づき審査を行うものとする。
- 第5. 連携教員の手当は、理工学研究科の業務従事に基づいて支給し、支給額の算定はその従事時間による。
- 第6. 連携教員は、理工学研究科博士課程の教育研究に関する各種委員会に参加できるものとする。
- 第7. 連携教員の研究費は、埼玉大学の管理・運営に要する経費を除き配分するものとする。ただし、研究費の執行に当たっては、埼玉大学において行う教育研究に要する経費に限定するものとする。
- 第8. 連携教員がセンターにおいて学生の研究指導を行う場合は、センターの諸規程の範囲内で行うものとし、このことに対する手当を埼玉大学は、支給しないものとする。
なお、この場合に要する施設・設備の使用料及び光熱水料は、原則として無償とする。
- 第9. 学生がセンターにおいて研究指導を受ける場合の身分は、センターの研究生と同様の扱いとする。
- 第10. 学生がセンターにおいて研究指導を受ける際に、学生の故意又は重大な過失以外の事故により設備等を損傷した場合の損害賠償については、学生及び埼玉大学は、その責を負わないものとする。
- 第11. 埼玉大学は、学生がセンターにおいて研究指導を受ける場合には、災害事故に係る対応として、当該学生が学生教育研究災害傷害保険に加入することを義務付けるものとする。
- 第12. この覚書は、必要に応じて両機関の協議により変更等を行うことができるものとする。
- 第13. この覚書は、平成20年4月1日から効力を有するものとする。
- 第14. この覚書は、2通作成し、両機関で各1通を所持するものとする。
- 第15. 「埼玉大学大学院理工学研究科に関する埼玉大学と埼玉県との覚書」（平成14年3月27日締結）は廃止する。

平成20年3月19日

埼玉大学大学院理工学研究科長
伏見 謙



埼玉県環境科学国際センター総長
須藤 隆

